

令和 6 年 6 月

江南市議会厚生文教委員会会議録

6 月 24 日

江南市議会厚生文教委員会会議録

令和6年6月24日〔月曜日〕午前9時30分開議

本日の会議に付した案件

議案第39号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

議案第42号 江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

議案第43号 江南市国民健康保険税条例の一部改正について

議案第44号 江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第45号 江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第46号 令和6年度江南市一般会計補正予算（第2号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

ふくし部

健康こども部

教育部

の所管に属する歳入歳出

第3条 地方債の補正のうち

保育園空調設備改修事業

保育園整備事業

議案第47号 令和6年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

年度調査事項等について

行政視察調査日程について

行政視察の調査先及び調査項目について

当委員会の研修会について

市民と議会との意見交換会について

出席委員（6名）

委員長 藤岡和俊君 委員 野下達哉君

委員 尾 関 昭 君

委員 三 輪 陽 子 君

委員 長 尾 光 春 君

委員 須 賀 博 昭 君

欠席委員（1名）

副委員長 土 井 紫 君

委員外議員（5名）

議長 伊 藤 吉 弘 君

副議長 片 山 裕 之 君

議員 大 藪 豊 数 君

議員 岡 地 清 仁 君

議員 牧 野 行 洋 君

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局次長 石 黒 稔 通 君

副主幹 磯 部 将 人 君

主任 鶴 見 吉 宏 君

説明のため出席した者の職、氏名

市長

澤 田 和 延 君

教育長

村 良 弘 君

ふくし部長

貝 瀬 隆 志 君

健康こども部長兼こども家庭センター長

坪 内 俊 宣 君

教育部長

松 本 朋 彦 君

地域ふくし課長

石 田 哲 也 君

地域ふくし課主幹

土 谷 武 史 君

地域ふくし課副主幹

安 藤 和 仁 君

ふくし支援課長

稲 田 剛 君

ふくし支援課主幹

古 川 雄 一 君

保険年金課長

三 輪 崇 志 君

保険年金課主幹	鈴木 勉 君
保険年金課副主幹	岩井 貴臣 君
こども未来課長	間宮 徹 君
こども未来課指導保育士	村田 志穂 君
こども未来課副主幹	大脇 宏祐 君
こども未来課副主幹	中山 亨哉 君
健康づくり課長兼保健センター所長	中山 英樹 君
健康づくり課主幹	脇田 亜由美 君
健康づくり課副主幹	葛谷 美智子 君
教育課長	茶原 健二 君
教育課管理指導主事	長岡 晃臣 君
教育課主幹	源内 隆哲 君
教育課副主幹	岩田 麻里 君

○委員長 おはようございます。

多少時間が早いですが、皆さんおそろいですので、ただいまより厚生文教委員会を開催いたします。

それでは、最初に挨拶をさせていただきます。

それでは、今期最初の厚生文教委員会を開催させていただきます。よろしくをお願いいたします。

今回、副委員長の土井 紫議員が、先日 6 月 19 日、議案質疑があった日のその後、夕方に無事女の子を出産、3,035 グラム、母子ともに健康だそうですので、しばらくお休みという形になりますが、よろしくをお願いいたします。

今日は委員会の後で 7 つほど、委員協議会もありますので、また委員の皆さんに御協力をお願いして始めたいと思います。

ここで委員会の服装ですが、時節柄上着、ネクタイの着用につきましては適宜お取り計らいくださいますようお願いいたします。また、この 6 月定例会に限り、市制 70 周年記念ポロシャツの着用につきましても適宜といたしますのでよろしくお願いいたします。

それでは、市長から御挨拶をお願いいたします。

○市長 おはようございます。

去る 6 月 7 日に 6 月定例会が開会されて以来、連日終始慎重に御審議を賜り、誠にありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上で重要な案件でございます。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御議決を賜りますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、市長は他に公務がありますので退席されます。

本日の委員会の日程ですが、付託されております議案第 39 号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてをはじめ 7 議案の審査を行います。委員会の案件が終わりましたら、委員協議会を開催いたします。

暫時休憩します。

午前 9 時 28 分 休 憩

午前 9 時 35 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、これより議事に入ります。

審査の順序につきましては、付託順により行います。

委員会での発言については、会議規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されております。質疑・答弁ともに簡潔明瞭にお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言して下さるよう、議事運営に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

また、委員外議員の発言については、会議規則第117条第2項において、委員会は、委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否を決めると規定されております。このことから、所属の委員による質疑が尽きた後に、なお議案の審査上必要のある場合に限り、委員の皆様にお諮りした上で発言の許否を決めてまいりたいと考えておりますので、議事運営に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、主幹、副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席していただき、その他は退席していただいても結構です。

議案第39号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

○委員長 では最初に、議案第39号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○保険年金課長 それでは、議案書の8ページをお願いいたします。

令和6年議案第39号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてでございます。

9ページには規約の案を、10ページには新旧対照表を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○須賀委員 10ページの新旧対照表をちょっと見て、2番の資格確認書等と書いてあるんですけども、この等は何を指しているのかということと、それから資格確認書の書式は既に決まっておるのかどうか、どういうふうなものなのか、教えていただけますでしょうか。

○保険年金課長 まずは資格確認書等の等の部分でございますけれど、こちらに関しましては、別表第1の2の項の資格確認書等の等につきましては、資格確認書並びに資格情報のお知らせになります。その下の3の項の等につきましては、2の項の等にプラスいたしまして、被保険者証と資格証明書というものはまだしばらくの間は存在しますので、こちらに含まれるものとなっております。

続きまして、資格確認書の様式のほうでございますけれど、こちらは、まずは大きさに関しましては、従来のカードサイズの保険証と同じものになりまして、あと内容は従来の保険証と同じ内容になります。裏面には、これも今までの保険証と同じになりますが、臓器提供の意思の表示の欄を設けております。以上になります。

○委員長 よろしかったですか。

○三輪委員 議案質疑でかなり詳しくお聞きしましたので、確認とあとほかに聞きたいところということですが、9ページの施行が令和6年12月2日というふうになっておりますけれども、令和7年8月までは紙の保険証を使えるということなんですけれども、この12月2日以降、7月末までにこの資格確認書というのが発行されるとか、そういう場合もあるわけでしょうか。

○保険年金課長 その12月2日以降は新規の保険証を発行するということができなくなりますので、再発行も含めて、この12月2日以降は発行することがありません。

以上のことから、12月2日以降に新たに資格を取得される方と、保険証をなくされて再発行される方は資格確認証が発行されることになります。

○三輪委員 今のと関連するんですが、例えばマイナンバーカードをなくしたり、パスワードを忘れてたりとかいうことで更新するとか、そういう間は10割払うことになるのか、何か方法があるのか、ちょっとお尋ねしたいんです。

○保険年金課長　マイナンバーカードを保険証利用されている方ということでよろしかったと思いますけれど、万が一、パスワード、暗証番号を忘れたという場合におきましても、医療機関におきましては、顔認証で認証することができますのでマイナンバーカードを使って受診していただくことはできます。

あと、紛失などをしてマイナンバーカードを再発行している最中だという方に関しましては、スマートフォンなどをお持ちの方であれば、マイナポータルにて御自身の資格情報を確認することができますので、そちらの情報をもって受診することができるかと思います。

○三輪委員　もう一つですけれど、議案質疑のときにはっきりしませんでしたか、滞納世帯の資格確認書の長さというのは決まっていないということでしたか。

○保険年金課長　こちらは後期高齢者医療のほうのということでよかったと思うんですけど、資格確認証自体は、期限は短期保険証という概念がありませんので、皆さん同じ日付になります。

○委員長　よろしかったでしょうか。

○長尾委員　今この条例案とは直接的に関係ないところかもしれないんですけど、全てがマイナ保険証になるということで、医療機関側で、今、実は私が通っているような医療機関もこのマイナ保険証の信頼性に問題があるという掲示がされていて、機械はあるんだけど、利用を今は受け付けておりませんと言って断っているような医療機関があるんですけど、12月2日以降、それらを使用しないことに対する医療機関への罰則とか何か、そういう規定というのはあるんでしょうか。もしくは、市で何らか行政指導等をされる予定はあるんでしょうか。

○保険年金課長　まず、行政指導のほう、市ができる立場にはありませんのですることはありません。

罰則のほうは、今把握しているところではちょっと分からないので、申し訳ございません。

○長尾委員　ということは、12月2日以降に医療機関が機械がそのまま使えないとか、例えば機械が故障していて使えないという場合は確認することが

できない状況になりますよね。その場合、受診している方は皆さん10割払うことになるのでしょうか。

○保険年金課長 医療機関が意志を持ってマイナンバーカードを取り扱わないという場合もあれば、状況によっては機械が不具合とかいうこともあって、マイナンバーカードでしか確認ができないということもあるかと思えますけれど、そうした場合は、国としては全ての方に資格確認書もしくは資格情報のお知らせを配付すると言っておりますので、資格確認書で確認するか、もしくは資格確認のお知らせをもって確認するということになります。

○長尾委員 何か今とてつもなく矛盾したことを言われたんですけど、全員に資格確認書が配られるんだったら、マイナ保険証にする必要ないじゃないですか。だって、全員資格確認書で受付すればいいんですよね。何のためにこのマイナ保険証に変えるのか。

ない人が資格確認書を発行されると最初に言われたと認識してたんですけど、医療機関が受け付けないからといって資格確認書を全員配付するなんて、そんな矛盾したことでいいんですか。

○保険年金課長 資格確認書の配付のほうはマイナンバーカードがひもづけされていない方なんですけれど、それ以外の方に資格情報のお知らせというものをお配りしております。全ての方に資格確認書を出しているというわけではございません。

○長尾委員 だから、資格確認書と資格確認情報のお知らせ、その資格確認情報を見せれば資格確認書と同じ扱いになるんだったら、マイナンバーカードをつくらなくていいんじゃないですかという質問しているんですけど、いかがですか。

○委員長 休憩しましょうか。

暫時休憩します。

午前9時46分 休 憩

午前9時49分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、ほかに質疑はありませんでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、課長から補足を。

○保険年金課長 申し訳ございません。1つ、マイナンバーカードをお持ちの方は資格情報のお知らせというものを発行するんですけど、万が一、長尾委員が言われたような停電により使えないとか、場合によったらマイナンバーカードの破損により使えない場合とかいろいろあるんですけど、そういった場合は資格情報のお知らせとマイナンバーカードをもって受診することによって、その方が10割で負担することなく、従来の3割、2割、1割というもので受診いただけるというものになります。申し訳ございません。

○委員長 よろしいですか。

○長尾委員 はい。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようですので、これをもって質疑を終結いたします。暫時休憩します。

午前9時50分 休 憩

午前9時50分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を進めます。

議案第39号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第42号 江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第42号 江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

- ふくし支援課長 議案第42号について御説明申し上げますので、議案書の19ページをお願いいたします。

江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてでございます。

はねていただきまして、20ページをお願いいたします。

江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）でございます。21ページから23ページには、条例（案）の新旧対照表を掲げてございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

- 委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

- 三輪委員 進学準備給付金が進学・就職準備給付金ということで、就職するときも準備金が出るということだと思っておりますけど、就職したら普通は給料が出るんだけど、この準備金が新たに入った理由が何かあれば教えてください。

- ふくし支援課長 これまでは大学等の進学の際に、新生活の立ち上げ費用として給付がされておりましたが、高等学校卒業後に就職することも自立の助長につながるということでございまして、進学準備給付金との均衡を図るために、就職する際にも給付金を支給するということで拡充がされたというものでございます。

- 委員長 よろしいでしょうか。

- 須賀委員 生活保護法の改正で、確かに就職した人にも出るようにということで改正されたんですけども、生活保護法の第55条の部分ですけど、この遡及適応が令和6年、1月1日になっておるんですけども、条例は公布の日から施行すると条例の施行日はなっているんですけども、遡及して適用するという意味でよろしいでしょうか。

- ふくし支援課長 遡及して適用するというので、おっしゃるとおりでござ

ざいます。

○委員長 ほかに質疑はありませんでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前9時54分 休憩

午前9時54分 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を進めます。

議案第42号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第43号 江南市国民健康保険税条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第43号 江南市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○保険年金課長 それでは、議案書の24ページをお願いいたします。

令和6年議案第43号 江南市国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。

25ページには条例案を、26ページから27ページには新旧対照表を、28ページには参考資料を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員 議案質疑で、これも大分聞きましたので確認なんですけど、97世帯で全部で2万円増ということですので194万円増ということになると思

うんですが、それによって軽減されるのが251万円ということで、これでいくと軽減のほうが多いかなと思うんですが、194万円以外にもこれを変えることによって増える部分があるのかどうか。

もしこれだけだったら国民健康保険としてはマイナスになるんじゃないかなということなんですけれども、その辺はどうなんですか。

○保険年金課長 97世帯が限度額に達するというので、三輪委員の言われたとおり、軽減のほうは数値的には大きい数字になりますけれど、この軽減のほうは一般会計からの繰入れがございますので、そちらに関しましては、こちらがたくさん増えたところで国民健康保険の会計に影響を及ぼすということとはございません。

○三輪委員 軽減が増えたという点はすごくいいと思うんですが、これも議案質疑で明らかなんですけど、例えば協会けんぽとかだと半分ということなので、これこそ本当に国の制度が問題なので、市では何ともならないとは思いますが、実際、全体で50%以上軽減しなければならないという、こういう制度自体問題ですけれども、これは今後まだまだ限度額を上げて軽減拡大、こういう方向にあるのかどうかお尋ねします。

○保険年金課長 限度額につきましては、今後も医療費が増えていっている点からも、このままこの流れが続くのではないかというふうに考えております。

軽減の拡大、こちらにも社会情勢によって国が引き上げる引き上げないという判断をしておりますので、こちらに関しましては、その情勢によっては今後も引き上がるのが十分に考えられると考えております。

○委員長 よろしいですか。

○長尾委員 25ページの施行期日という形で、これは公布の日から施行すると。今回6月定例会に上程されているんですけど、一宮市を見ると、3月定例会で上げられて、4月1日施行になっているんですね。なぜ時期の違いが出たのか教えてもらっていいですか。

○保険年金課長 こちらに関しましては、県内市町村の中で江南市のように6月定例会で上げている市もあれば、3月末に臨時会を開いてやっているところもあります。

また、市長専決ということでやっているところもありますけれど、江南市といたしましては、3月に臨時議会でやることによって委員会の付託を省略するとか、あと市長専決にするということよりも、この6月定例会で上程して、その後、委員会の中で審査していただくということがより重要かと思っておりますので、江南市としてはこの時期に上程しております。

○委員長　　よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

○須賀委員　　ちょっと教えていただきたいんですけど、今回の条例改正によって、どの程度の税額に影響額があるのか、試算か何かしてみえますでしょうか。

○保険年金課長　　こちらは一部議案質疑の中でお答えさせていただいたところとかぶる形にはなりますけれど、令和5年度の状況で推計いたしますと、限度額の引上げによる影響額としては428万円ほどの増収になるかと思っております。

軽減につきましては、こちら先ほどと同じ状況で推計いたしますと、251万円の減収となると見込んでおります。

○委員長　　よろしいですか。

ほかに質疑はありませんでしょうか。

[挙手する者なし]

○委員長　　では、質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を結びたいと思います。

暫時休憩いたします。

午前10時01分　　休　憩

午前10時01分　　開　議

○委員長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第43号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長　　挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第44号 江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第44号 江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○こども未来課長 それでは、議案書の29ページをお願いいたします。

江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

30ページには条例案を、31ページ、32ページに新旧対照を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○野下委員 基本的にお聞きしますけど、今回の条例の江南市家庭的保育事業等とありますけど、どういうところを指して今回この条例はあるんでしょうか。

○こども未来課長 家庭的保育事業等とは、平成27年に自治体の認可事業として新たに制度化された地域型保育事業のことを指しております。

なお、江南市内には該当施設はございません。

○野下委員 ということは、江南市にある保育所ってありますよね、保育園。あと、ほかにも民間の保育所というか、それもあるんですけど、それとはまた違うということですね。

○こども未来課長 お見込みのとおりでございます。

○野下委員 3歳未満児、3歳以上満4歳に満たないお子さんとか、ここに人数の変化がありますが、これは保育園の今回の法律で国で定めてきていますが、それに順応するということですね。

○こども未来課長 お見込みのとおりでございます。

○野下委員 ここは、例えば3歳未満児のなかなか保育園に入れなとかいったところでそういう問題も起こってきて、特に小さい子たちが地域で受け

入れていただけるような事業所とかになるわけなんですけど、こういうのが
どんどん出てくれば、待機のお子さんの一つは解消になると思うんですけど、
市としてはこういう施設とか事業所とかの設置については何か広報で出すと
か、もっとつくってくださいとか、そういうことはされているんでしょうか。

○こども未来課長 現在のところ、公募であったりだとか周知というのは行
っておりませんが、御相談等ありましたら、こういう制度ということで設置
ができるということは御案内していこうかとは思っております。

○野下委員 もし今後こういう施設等ができるときには、これは何かそれ
に対しての補助金とかはあるんですかね。

○こども未来課長 具体的に今手元に資料がございませんので、はっきりし
たことは申し上げられませんけれども、国等の交付金等がございましたら、
積極的にそういったものを御紹介できたらなとは思っております。

○野下委員 分かりました。

○委員長 よろしいですか。

○野下委員 はい。

○委員長 ほか質疑ありませんでしょうか。

○須賀委員 今回の最低基準の改正の適用については本年度から適用すると
聞いておるんですけれども、今回この条例を今出してきたということは、来
年度から江南市としてやっていくということでよろしいでしょうか。

○こども未来課長 今回の対象となるのは、先ほど野下委員の御説明にも差
し上げました家庭的保育事業が対象となりますけれども、こちらにつきまし
ては、公立の保育園等も含めて今年度、令和6年の4月1日から基準が見直
しをされました。

ただ、こちらは現場に混乱が起きないようにということで、当分の間は従
前の基準どおり運営することもできるよという経過措置が設けられておりま
す。

今回の市の条例の改正につきましては、対象が限られたものになりますけ
れども、施行につきましては公布の日からとしておりますけれども、当分の
間については経過措置が同様に設けられていると考えておりますので、よろ
しくお願いいたします。

○須賀委員 当面は経過措置を適用するということですか。認可保育園と無認可も対象になるんじゃないですか。

○こども未来課長 お見込みのとおり、こちらは内閣府令で4月1日施行ということで基準の見直しがされております。同様に市の保育所とか、ほかの認定こども園等につきましても、経過措置で旧来の基準でも当分の間は問題がないと認識しております。

○須賀委員 当分の間、問題はないという経過措置は知っているんだけど、江南市として来年からやっていきますかということをお聞きしておるもので、その辺を答えていただけますかね。

○こども未来課長 実際には、保育士の採用等につきまして人事当局にお願いをしております。こちらは来年度から新基準を満たせるようにということで要求しておりますけれども、実際に採用できるかどうかというのは、ちょっと蓋を開けてみないと分からないところがございますので、できる限り早急に新基準になるようにということでは努力していきたいと考えております。

○須賀委員 分かりました。

では、新基準になるために、例えば現在の措置人員で新基準に合わせようと思うと、さらに何名ぐらいの採用が必要なのか教えてもらえますか、保育士がね。

○こども未来課長 今年の6月1日現在の状況で申し上げますと、新基準を満たしていないクラスが9クラスございますので、単純計算で現在の園児数のまま置き換えますと、9人採用が増加できれば新基準を満たせると考えております。

○委員長 よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんでしょうか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようですので、これで質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時09分 休 憩

午前10時09分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第44号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第45号 江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

- 委員長 続いて、議案第45号 江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

- こども未来課長 それでは、議案書の33ページをお願いいたします。

議案第45号 江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

34ページには条例案を、35ページから37ページに新旧対照を掲げてございます。

補足して説明することはございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

- 委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

- 須賀委員 35ページの第23条の線のところですがけれども、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないということで、そもそも電子通信回線に接続する自動公衆通信とは何を言っておるんですか。

- こども未来課長 いわゆるインターネット回線を通じてホームページ等で確認ができる状態を指しているというふうには認識しております。

- 須賀委員 じゃあ、何でインターネット回線と書かないんですか。

- こども未来課長 こちらは、いわゆるインターネット回線という書き方自体が法律等、省令等には書かれていないということと、こちらの書き方で一

応そういったものが示されておりますので、それに準じてこういった書き方をさせていただきます。

○須賀委員 国の通知を見るとインターネット回線と明確に書いてあるんだけど、何でこんな、誰が見ても分からないですよ、これを読んでもこれは何だろうと思いますよね。

○こども未来課長 申し訳ございません。

いわゆる例規関係の出版社から示されておる条例例を参考といたしまして、こういった書きぶりにさせていただきます。

○委員長 よろしいでしょうか。

○三輪委員 今回この条例で該当する施設というのは、市内に幾つぐらいあるのか教えてください。

○こども未来課長 5施設になります。

○三輪委員 認定こども園とかだと思んですけど、具体的にもし分かれば。

○こども未来課長 認定こども園が2園、グレイスとみどりの風でございます。幼稚園が2園、江南幼稚園とすみれ幼稚園でございます。保育所が布袋ぽっぽ園でございます。

○委員長 よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんでしょうか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前10時14分 休 憩

午前10時14分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第45号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第46号 令和6年度江南市一般会計補正予算（第2号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

ふくし部

健康こども部

教育部

の所管に属する歳入歳出

第3条 地方債の補正のうち

保育園空調設備改修事業

保育園整備事業

○委員長 続いて、議案第46号 令和6年度江南市一般会計補正予算（第2号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、ふくし部、健康こども部、教育部の所管に属する歳入歳出、第3条 地方債の補正のうち、保育園空調設備改修事業、保育園整備事業を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

最初に、ふくし部地域ふくし課について審査いたします。

当局から補足説明がありましたらお願ひします。

○地域ふくし課長 それでは、議案第46号 令和6年度江南市一般会計補正予算（第2号）について、地域ふくし課所管の補正予算につきまして、該当箇所の御説明を申し上げますので、議案書の52ページ、53ページの中段をお願ひいたします。

3款1項1目地域福祉費で、補正予算額は102万8,000円の補正でございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員 今の102万8,000円の中身というか補助金を増やすことになった

理由を教えてください。

- 地域ふくし課長 補助金の内容でございますが、社会福祉協議会の会計年度任用職員2名の勤勉手当の額でございます。

理由といたしましては、3月18日に江南市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部の改正が可決されましたことに伴いまして、社会福祉協議会は職員の就業規則がそれに準ずるところになっておりますので、この額を補正で上げさせていただいているものでございます。

- 委員長 よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

- 委員長 質疑も尽きたようですので、続いてふくし支援課について審査いたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

- ふくし支援課長 お願いいたします。

それでは、ふくし支援課所管の補正予算につきまして、該当箇所の御説明を申し上げます。

初めに、歳入について御説明申し上げますので、議案書の46ページ、47ページをお願いいたします。

46ページ、47ページでございます。中段、15款2項2目3節生活保護費補助金は、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金でございます。

続いて、歳出について御説明申し上げます。

52ページ、53ページをお願いいたします。

52ページ、53ページ最下段、3款1項3目障害者福祉費、右側説明欄、在宅障害者デイサービス施設「あゆみ」整備等事業で、補正予算額は173万8,000円の増額補正でございます。

なお、この空調機の取替え工事につきましては予算流用で対応させていただきまして、補正予算をお認めいただいた後に流用戻しをさせていただきたく存じますので、よろしく願いをいたします。

少し飛びまして、56ページ、57ページをお願いいたします。

56ページ、57ページ上段、3款3項1目生活保護費、右側説明欄生活保護

システム改修事業で、補正予算額は110万円の増額補正でございます。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員 今回の57ページの就労自立給付金の見直しというのがあるんですが、どういうふうに見直されたのかを教えてください。

○ふくし支援課長 就労自立給付金の支給案でございますが、安定した職業についてしたことなどによりまして生活保護を必要としなくなったと認められる世帯に対しまして、保護を必要としなくなったと認めた日が属する日から起算しまして、前の6か月における各月の収入充当額につきまして10%を乗じて算定した額に、単身世帯は4万円から2,500円の範囲で金額を加えまして、10万円を上限とした低い額を支給いたします。

また、同様に複数人の世帯につきましては、同様に各月の収入充当額に対し10%を乗じて算定した額に5万円から1万2,500円の範囲の金額を加えた額と15万円を上限として低い額を支給いたします。

なお、支給の下限額というのもございまして、単身世帯が2万円で、複数人世帯が3万円というのが支給案でございます。

○三輪委員 すみません、よく分からないんですけど、前より増えたのか減ったのか、どうなったんですか。

○ふくし支援課長 ややこしくて、長くなってしまいまして申し訳ありませんでした。

御質問の高くなるかというものでございますけれど、よりインセンティブを強化するということで、支給額、上限額は変わらないですが、もらえる可能性としては上がるような仕組みになっています。

○委員長 よろしいでしょうか。

○三輪委員 はい。

○委員長 ほかに質疑がある方は。

○長尾委員 補正予算で110万円上がっているんですけど、当初の予算で990万上がっていて、トータルで1,100万円のシステム改修ですよ。何で途中で改修費用が増えたんですか。

○ふくし支援課長 当初予算と補正予算は全く別のものございまして、当初予算に出ていますのは、システムの標準化に関する内容となっております。

今回補正予算でお願いいたしますのは、ただいまのお話に出ましたけれど、就労自立給付金の見直しが10月頃に行われると国からアナウンスがございますので、その内容についてのみの改修のものでございます。

○委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて健康こども部こども未来課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○こども未来課長 それでは、こども未来課所管の補正予算の該当箇所について御説明をいたします。

初めに、議案書の43ページをお願いいたします。

第3表 地方債補正、最上段、保育園空調設備改修事業、その下、保育園整備事業でございます。

次に歳入でございます。

議案書の46ページ、47ページをお願いいたします。

中段やや下でございます15款4項2目1節児童福祉費交付金、右側説明欄、デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ）でございます。

次に、48ページ、49ページをお願いいたします。

中段、22款1項2目2節児童福祉債、右側説明欄、保育園空調設備改修事業債及び保育園整備事業債でございます。

次に、歳出でございます。

少しはねていただきまして、54ページ、55ページをお願いいたします。

3款2項1目こども保育費、補正予算額は7,258万9,000円でございます。

内容につきましては、55ページの説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。

最上段、子育て支援施設整備等事業のうち、保育園整備事業、保育園改修

(空調設備) 事業及び保育園 ((仮称) 宮田東・藤里統合保育園) 整備事業、次にその下、保育園保育等事業のうち、保育管理システム運用事業でございます。

また、補正予算の説明資料 8 ページ、9 ページに位置図を掲げてございます。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○野下委員 55ページの子育て支援の施設整備で、まず1つは布袋北保育園の駐車場に関して、今回ここに歳出で出ております現地浸透試験委託料はどういう内容か教えていただきたいです。

○こども未来課長 布袋北保育園の駐車場、保育園の西側にございます畑でございますけれども、こちらが新川流域になっておりまして、500平米以上の開発を行う場合には雨水対策が必要となります。透水試験とは土の透水性を測定するための試験で、それによって必要な対策が分かってくるというものでございます。

○野下委員 今この駐車場については非常に保護者の方々も望んでいるところで、当局の方がいろんなところを探していただいて、今回このところを候補として上げていただいておりますけれども、今回こういう試験を行って、これで問題がないということであれば次に進んでいくんでしょうけど、この保育園の駐車場というのは、今後の整備の予定というのはどういうふうにご考えていらっしゃるんでしょうか。

○こども未来課長 今回の布袋北保育園以外の駐車場。

○野下委員 ここ。

○こども未来課長 こちらは、ここでお認めいただきました補正予算に基づきまして、農地転用の手続と浸透試験を行ってまいります。その結果を受けまして、必要な対策等の整備費を上げさせていただきまして、できれば今年度中に完成をさせていきたいというふうには考えております。

○野下委員 ありがとうございます。

これは本当にしっかりと進めていただきたいなと思っておりますのでよろしくお願ひしたいということと、その下の保育園の空調設備改修工事費という

のは、古知野東とありますけど、実際にこの空調設備の改修というのはどう
いう改修になるんでしょうか。

○こども未来課長 古知野東保育園の空調設備につきましては、令和5年、
昨年1月に暖房が一時的に不調になりまして、その後、機器の点検を行った
結果、更新が必要だということになりましたので、昨年の9月議会で設計
委託の補正予算を上げさせていただきまして、今回その結果を受けて改修、
いわゆる取替えの予算を上げさせていただいたところでございます。

○野下委員 ということは例えば、僕はちょっと分からないですけど、保育
園には保育園によって個室で空調が対応できるのと、集中型でできるのとま
だ両方あるような気がするんですけど、古知野東保育園というのはそういう
ものではないということですね。

○こども未来課長 個別空調、集中型の空調でそれぞれ利点等がございます
けれども、今回の古知野東保育園につきましては、集中型でやっていくとい
うことで設計が上がってきておりますので、今回補正を上げさせていただい
ております。

○野下委員 分かりました。今回の補正はそういうことで。

○委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ありませんでしょうか。

○三輪委員 古知野東保育園については、随分前から本当に不調の話も聞いて
いましたので、やっとということで安心はしたんですけど、今集中型と聞
いて、えーっと思ったんですが、最近は本当にやっぱりそれぞれつけておか
ないと、子供によっていろいろまたあるし、本当に不調になったときに大変
なことになるので、せっかくだったら個別がよかったんだけど、集中型のほ
うが金額が安かったのか、これは5,000万円ですので安くもないと思うん
ですけど、そこは設計者のあれかなと思うので仕方がないんですけど。

すみません、別のことで、保育園の管理システムなんですけど、さっきち
らっと見たら委員協議会のところで出ていたみたいなんですけど、いつから稼働
できるのかを詳しく教えてください。

○こども未来課長 委員おっしゃいますように、詳細につきましては委員協
議会で御説明する予定でございますけれども、一部の機能につきましては、

今年度の年明け、令和7年の1月から運用を開始したいとは考えております。

○委員長　よろしいでしょうか。

ほかに。

○須賀委員　今回、空調設備の改修をするのに起債を用いておるんですけれども、この起債の交付税算入があるんだと思うんですけれども、どういう内容なのか教えてもらえませんか。

○こども未来課長　使用するものは公共施設等適正管理推進事業債というものでありまして、充当率は90%、交付税措置は30%と聞いております。

○須賀委員　統廃合をしないのに公共施設の管理推進事業債が使えるということですね、ただの改修なのに。そういうのはできないと思っておったんですけど。

○こども未来課長　今回は、先ほどの公共施設等適正管理推進事業債のうち、長寿命化事業というようなメニューを使ってやっていくというふうに伺っております。

○委員長　ほかに質疑はありませんでしょうか。

○須賀委員　先ほど保育管理システムの運用事業のところ、デジタル田園都市国家構想の交付金がついたということで、財源更正ということなんですけど、この管理システムの運用自体は保育園全園対象ということでよかったですかね、確認です。

○こども未来課長　お見込みのとおりでございます。

○委員長　委員の方、ほかに質疑はありませんでしょうか。

今、大薮議員から本件に関して委員外議員として発言したいとの申出がありますが、会議規則第117条第2項の規定により、発言を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議もないようでありますので、委員外議員としての発言を許します。

○大薮議員　おはようございます。

ありがとうございます。本当に冷たい対応を。

47ページです。もう既に説明があったかと思うんですが、中段やや下、児

童福祉費交付金のデジタル田園都市国家構想交付金の2,400万円、2分の1補正の1,200万円ということなのですが、これはもう一回詳しく説明していただいてもよろしいですか。

- こども未来課長 デジタル田園都市国家構想交付金につきましては、国のデジタル田園都市国家構想の実現による地方の社会課題の解決とか魅力向上の取組を加速化させる観点から、交付金によって地方自治体の意欲的な取組を支援するものとなっております。

今回はデジタル実装タイプでございますので、デジタル技術を活用して、地方の活性化や行政公的サービスの高度化・効率化を推進するために支援をいただけるものとなっております。こちらは今年度の4月に内示をいただきましたので、今回補正を上げさせていただいたものでございます。以上です。

- 大藪議員 具体的な用途については、まだ決まっていないという理解でいいですか。それとも、もう既に決まっているのでしょうか。

- こども未来課長 先日、プロポーザルによりまして提供の事業者は決定をさせていただいております。この後、委員協議会のほうで説明をする予定でございます。

- 委員長 ほかに質疑はありませんでしょうか。

[挙手する者なし]

- 委員長 質疑も尽きたようですので、続いて健康づくり課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

- 健康づくり課長兼保健センター所長 それでは、令和6年度江南市一般会計補正予算のうち、健康づくり課所管について説明させていただきます。

初めに、歳入でございます。

議案書の46ページ、47ページの上段をお願いいたします。

15款1項2目1節保健衛生費負担金の説明欄、健康づくり課所管の新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金でございます。

続きまして、歳出について説明させていただきます。

議案書の56ページ、57ページをお願いいたします。

中段、4款1項1目健康づくり費で、補正予算額は482万7,000円の増額で

ございます。

内容につきましては、57ページの説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。

予防接種事業は、482万7,000円の増額をお願いするものでございます。

なお、扶助費の予防接種健康被害者給付費に対しまして、特定財源として国庫負担金が全額財源措置されますので、歳入予算に計上しております。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員 新型コロナワクチン接種の準備とあるんですけれども、次回この接種がいつ頃あるのかと、今回からは有料になるのかどうかお尋ねします。

○健康づくり課長兼保健センター所長 令和6年度の新型コロナワクチン接種につきましては、インフルエンザと同じ時期の秋口を予定しておりますので、10月頃から接種が始まるということになります。

対象につきましては、65歳以上の高齢者及び60歳から64歳で基礎疾患をお持ちの方が対象となります。こちらは年1回の接種となります。

あと、去年の特別臨時接種のときは無料でやっておりますけれども、今年度からは自己負担金が生じる予定になっておりますので、また9月定例会におきまして、自己負担金の関係の予算も含めてお示しできればと考えております。

○三輪委員 確認ですが、自己負担はあるけれど、65歳以上は補助があるということでしょうか。

○健康づくり課長兼保健センター所長 65歳以上の方、また60歳から64歳で基礎疾患をお持ちの方は自己負担金を払うことで、助成を受けて負担を少しでも減らした状態で接種ができるということになります。

○委員長 よろしいでしょうか。

ほかにありませんでしょうか。

○野下委員 その下の扶助費なんですけど、予防接種健康被害者給付費とあるんですけど、これは新型コロナワクチンの関係なんですか。

○健康づくり課長兼保健センター所長 こちらの予防接種健康被害者の給付

費につきましては、新型コロナワクチンの接種で国へ進達していました事案になります。

内容といたしましては、令和6年3月7日に厚生労働大臣から認定を受けまして、疾病名としましては、視神経脊髄炎スペクトラムということの疾病が生じたということで、その理由といたしましては、現在の医学的な見地によれば、新型コロナワクチン接種が当該疾病の原因となった可能性が否定できず、また当該疾病は通常に起こり得る副反応の範囲を超えているということで認められたものでございます。

○野下委員　ここにありますこの金額ですけど、66万9,000円はどう決定されるのでしょうか。

○健康づくり課長兼保健センター所長　こちらは本人の自己申請によることになりますけれども、通院にかかった医療費につきまして21万72円で、あと国から給付される医療手当、通院日数と入院日数に係るところによりますが、こちらが45万8,400円となっております。合わせまして66万8,472円の今回の給付という状況になります。

○野下委員　その下の見舞金とあるんですけど、この見舞金はどこから出る見舞金ですか。

○健康づくり課長兼保健センター所長　こちら見舞金5,000円につきましては、江南市予防接種健康被害者見舞金支給要綱というものを制定しておりますので、そちらは支給対象者になるものについては、予防接種法に基づく国の給付制度による給付対象者、健康被害者と認定された者に対して5,000円を見舞金として支給するというものになります。

○野下委員　最後に、新型コロナワクチン接種をして被害になってしまうような事例というのがあると思うんですけどね。今回はお一人の金額だと思うんですけど、実際に申請をしてなかなか通らないという事例もあるんじゃないかと思うんですけど、その辺は何件ぐらい申請されて、今回は1件ですけど、申請件数はどれぐらいあったんですか。

○委員長　暫時休憩します。

午前10時42分　休　憩

午前10時58分　開　議

○委員長　それでは、少し時間前ですが、皆さんおそろいになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前の野下委員の質疑に対する当局の答弁を求めます。

○健康づくり課長兼保健センター所長　貴重なお時間いただきまして、ありがとうございます。

先ほどの、これまでに申請がどれだけ出ていたかということになりますが、令和4年度に4件、令和5年度に6件、合わせて10件の申請を受付いたしました。

その中で、令和5年度の申請に当たるものが1件今回認定をされ、もう一件、否認をとというような通知をいただいている状況でございます。残り8件については審査中というような認識で現在おりますので、よろしくお願いたします。

○野下委員　お時間いただきありがとうございました。よく分かりました。

○委員長　ほかに質疑はありませんでしょうか。

○須賀委員　ヒトパピローマウイルスワクチン接種の勧奨通知というのがあって、今回、郵送料等がかなり増えていますが、これって対象者を拡大して通知することになったということなのか、何ですかね。郵便料が10月から値上げするのは多分関係ないと思うんですけども。

○健康づくり課長兼保健センター所長　今回、国より、キャッチアップ対象の接種実施期間が令和4年4月1日から令和7年3月31日までということになります。そこで、今年度、令和6年の9月までに接種していないと3回接種を受けることができないので、各自治体に接種勧奨を進めるような通知が来ましたので、今回補正予算に計上させていただきました。

今回キャッチアップ接種の対象は、平成9年から平成17年度生まれの女性となりますので、本年度に27歳から19歳となる9学年となります。その中で、高校1年生、16歳になる方、高校3年生になる18歳、それ以上の19歳、20歳、21歳、22歳の方に対して、合わせまして2,165人の方に対して一回も接種していない方に接種勧奨の御案内のはがきを送る予定としております。

○委員長　よろしいでしょうか。

○須賀委員　これって補正で増やしたということだもんで、当初なかったと

ということですかね。当初なくて全額補正で、急に国からやってくれということ
とで上げたということによろしいでしょうかね、確認ですけど。

○健康づくり課長兼保健センター所長　今回、当初予算計上に間に合わな
かったところといたしまして、国の通知のところの確認作業が令和6年の3月
議会中でありましたので、今回6月補正予算に計上させていただいたという
状況となっております。

○委員長　よろしいでしょうか。

○須賀委員　はい。

○委員長　ほかに質疑はありませんでしょうか。

〔挙手する者あり〕

○委員長　すみません、今どなたでしたか、牧野議員ですね。

牧野議員から本件に対して委員外議員として発言したいという申出があり
ますが、会議規則第117条第2項の規定により発言を許可することに御異議
ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　よろしいですか。

御異議もないようでありますので、委員外議員としての発言を許します。

○牧野議員　お認めいただきまして、ありがとうございます。

俗に言う新型コロナワクチン接種の被害者給付金についてなんですけれど
も、さっき言った神経スペクトラム、すみません、具体的にはちょっと僕、
聞き取れなかったんですけれども、それはどういう症状なのでしょう。

○健康づくり課長兼保健センター所長　視神経脊髄炎スペクトラムにつつま
しては、主な症状といたしましては、目が見えにくく視野が欠ける、目の奥
の痛みが生じる、あと脳の関係になりますけれども、しゃっくりが止まらな
くなったりとか吐き気や嘔吐などの症状が出ます。

あと、脊髄系のほうになりますと、手足や体の一部がしびれる、感覚がな
くなる、そういった強い痛みを感じるようなものが視神経スペクトラムの障
害の主な症状となっております。

○牧野議員　御丁寧にありがとうございます。

それが医者での認定で、新型コロナワクチン接種と関連が認められて支給さ

れているという認識で大丈夫でしょうか。

○健康づくり課長兼保健センター所長　今回、国の疾病認定審査会のほうで、江南市のほうから診察しました資料が精査されまして、新型コロナワクチン接種との因果関係が否定できないという形で認定された状況となっております。

○委員長　よろしいでしょうか。

○牧野議員　ちょっと長くなるかもしれませんが。申し訳ないです。最初に言っておきます。

要するに何が聞きたいんかというのと、ワクチンの方はたくさん、1例、江南市で今回初めての例だと私は思うんですけども、皆さん新型コロナワクチン、多くの方が江南市で受けられておりまして、体調不良、私の母とかも打った直後、結構体調が下がるというのがありまして、それが継続して続くという方も恐らく何人かはいらっしゃると思ひまして、そういった人が新型コロナワクチンかなともし思ったときに、どうやってそれを新型コロナワクチンかなと判断するのかというのを知りたいと思ひていまして、そのために何を質問しようかと思ひて今質問しているんですけども。

なので、御本人が何か異常を感じたときには、多分地元のかかりつけのお医者さんに自分なりに調べて申請して、それで例えばこの方は、個人情報があると思ひんですけども、その後、では自分でも調べたりして新型コロナワクチンかなと思ひて申請するという形が一般的なんでしょうか。その仕組みというかやり方。

○健康づくり課長兼保健センター所長　今回、新型コロナワクチンの接種の健康被害につきましては、愛知県のほうも副反応と自身が思われる場合については、国に進達する資料を調べて市町村窓口にご相談してくださいという形で、県も積極的にお見舞金を支給するような制度となっておりますので、医師が判断するのではなく、自己申請というような形で書類を調べていただければ、市町村の窓口としてはそちらの申請書類が調っているかどうかというのを確認して、市の健康被害調査委員会を開催して県を通して国へ進達するという手順になりますので、自身が新型コロナワクチンの接種が原因だと思われる方につきましては、一度、健康づくり課まで御相談していただければ

調える資料などの御案内をさせていただいているところであります。

○委員長 よろしいでしょうか。

○牧野議員 分かりました。ありがとうございます。

もう一つ、次に来るのが、見舞金というのは、その中でコロナと、ひどくはなっていないけど、新型コロナワクチンによって何か被害を受けたねという人に払われると。同じ申請で2つの対応パターンがある。要するに、それは関係ないですという却下ですよ。1つ目は、確かにひどい後遺症は結構大変ですねと認めるパターンと、もう一個のパターンは、そこまでひどくはないけど、何らかの被害があったねということで見舞金が払われているという、そういう認識でいいでしょうか。

○健康づくり課長兼保健センター所長 市の予防接種健康被害者見舞金支給につきましては、国のほうで予防接種の健康被害と認定された方に対して支給をするものであります。なので、市が独自に申請された方全ての方に支給しているものではございません。

○委員長 よろしいでしょうか。

○牧野議員 となると、ルートが違う。要するに上のほうは、給付金は県を通して国に申請して、下は市を通して国に申請するという2つのルートがある、違うのか。

○委員長 どちらも健康づくり課に申請して、健康づくり課に相談をしてくださいという、そういう案件ですので、よろしいでしょうか。

○牧野議員 分かりました。以上です。

○委員長 全ては健康づくり課に、保健センターに相談をしてください。

ほかよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、質疑も尽きましたので、当局から先ほどの質疑に対する答弁の訂正をしたい旨の申出がありましたので、この訂正の申出を許可したいと思います。

○こども未来課長 申し訳ございません。先ほど答弁差し上げました内容につきまして、訂正のお願いでございます。

須賀委員から、公共施設等適正管理推進事業債の交付税の措置率について

お尋ねをいただきまして、30%とお答えをさせていただきましたが、正しくは財政力に応じて変更があるということですので、おおよそ30%と訂正を差し上げたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　　よろしいですか。

では続いて、教育部教育課について審査をいたします。

当局からの補足説明がありましたらお願いいたします。

○教育課長　　教育課所管の補正予算につきまして、該当箇所の御説明を申し上げます。

初めに、歳入でございます。

議案書の48ページ、49ページをお願いいたします。

最上段、16款3項6目1節教育総務費委託金でございます。

続きまして、歳出でございます。

64ページ、65ページをお願いいたします。

中段、10款1項1目教育支援費で、補正予算額は10万円でございます。

該当箇所は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員　　研究指定校に県から10万円ということなんですが、これから委託なので小学校が勝手に使うのかもしれないんですけど、これまでの例でもいいんですけど、大体どういうことに使うと決まっているのか、決まっていなかったら今までどんなふうに使われていたかを教えてください。

○教育課長　　まず、この10万円の事業費の内訳でございますが、講師謝礼などの報償費や消耗品費などとなっております。

講師謝礼の講師につきましては、名古屋大学大学院教授の方をお迎えいたしまして、研究テーマであります感動が生まれる授業が実現できるように、講師の方に実際に授業を見ていただき、参観後に指導、助言、講評を含めた講演を行っていただく予定と聞いております。

○委員長　　よろしいでしょうか。

ほかはありませんでしょうか。

○尾関委員　　研究ということで、10分の10の県費をいただけるようですが、

実際、研究内容といいますかその辺りを事前に宮田小学校が、こういうことをやりたいから、例えばですけれども、やりたいから15万円必要なんだということになった場合に、その足りない分の5万円を市から出すとか、そういう実施校側からやりたいことを吸い上げて予算と照らし合わせて、県費で賄えるのか、もしくは足りない分を市費を出すのかというところを、今まで、過去も含め今回もですけれども、そういうプロセスを組んでいるか、そういうことが実際可能であるかですね。

ふと思ったのが、10万円でやれることをやりましょうというのがあまりよろしくないだろうというところがあって、研究側がこういうことをやりたいんで、これぐらいの予算が欲しいというのが本来の予算の組み方かなあと思ったんで、その辺りのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○教育課長 現状といたしましては、原則的には委員おっしゃるとおり、財源的な問題もございまして県の委託金の範囲内で各学校にはお願いしているという状況でございますが、事前に御相談をいただければ、できるできないは別にして検討はさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○委員長 よろしいでしょうか。

ほかありませんでしょうか。

○須賀委員 今回、この事業というのは、例えば県から応募があって市が手を挙げて受託したということだと思っただけけれども、過去にもこういった実例とかいうのがあったのかなかったのか。

それとあと、実際の終わった後の報告書とか、そういったものは広く市の中でも共有して開示されるのか、その辺も併せてお聞きしたい。

○教育課長 内々的には県のほうからこういったお話がありまして、正式には3月下旬ぐらいに県から宮田小学校でというような通知がありました。

それで、今回は、研究テーマとしては個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実推進事業ということで県からはいただいておりますが、過去によくあるのはキャリア教育の関係で毎年のように県から研究委嘱を受けておるといような状況でございます。

○須賀委員 成果品というのは。

○教育課長 成果品につきましては、事業が完了したときには県に提出をし

ております。

○委員長　　よろしいでしょうか。

○須賀委員　　県へ提出されるのはいいんだけど、せっかくの成果だから、そういったものをほかのどういった方と共有してその成果を、例えばこういうことをやって、こういうことになりましたというのをどこの範囲まで広げて見せるのかというのを聞きたいんです。

○教育課長　　今回の県の委嘱の件では特にそういったことはございませんが、ただ令和5年、令和6年、令和7年の3か年は江南市教育委員会の研修委嘱を行っておりまして、また令和6年、令和7年の2か年は丹葉地方教育事務協議会の研修委嘱を行っておりまして、研究テーマが全く同じということですので、来年、宮田小学校において研究発表を行うというようなことは予定しております。

○委員長　　よろしいでしょうか。

ほかに。

○教育長　　教育の関係ですので、ちょこっとだけ補足させていただきますと、例年ですと2月ぐらいに教育事務所のほうから、こういう研究を江南市で受けてくれないだろうかという依頼が来るとというのが現実です。それを基に私とか教育課のメンバーで相談をいたしまして、この内容であればこの学校がいいんじゃないかなというようなことで校長先生にお願いをしていくということになります。校長先生がいいですよ、これで受けましょうということであれば、そこの学校を県が指定してくると。こういう形で研究を進めていただくわけですが、実際に県の予算はこの時期に参りますので、ここで補正を上げさせていただいているという状況です。

成果品につきましては、昔は本当に冊子を作って送るとかということがあったんですけども、今は非常に簡略化してまいりましたので全体の報告書程度の還元でいいということと、たまたま今回、宮田小学校は、先ほど課長が申しましたように、市の委嘱とそれから丹葉地方教育事務協議会の委嘱と重なっております。そこへ県の委嘱も併せてやっていただいたほうが、要するに充実するということもありましたので、宮田小学校を指定させていただきました。研究発表については、そういう形で恐らくやられると思います。こ

れは学校がやられると思いますので還元はされると思います。

実際、県からの委託事業に関しましては、そこまで必要はないというふうに言われていますけれども、校長会等々ではこういう研究をしてきたという資料は配付をさせていただいているという状況でございます。

○委員長　よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんでしょうか。

ありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前11時18分　休　憩

午前11時18分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第46号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前11時19分　休　憩

午前11時19分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

当局から先ほどの質疑に対する答弁を訂正したい旨の申出がありましたので、この訂正を許可いたします。

○こども未来課長　答弁訂正のほう再度重なりありまして、申し訳ございません。

議案第45号　江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてということで、三輪委員様から対象となる市内の施設の数をお尋ねいただきまして、5施設ということでお

答えをさせていただきました。そのうち、幼稚園の2園につきましては子ども・子育て新制度移行前の施設となりますので対象外ということでございますので、対象となる施設につきましては認定こども園2園と保育所の1園ということで、市内の3施設になります。申し訳ございませんでした。

○委員長　　よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　　では、ありがとうございます。

議案第47号 令和6年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○委員長　　続いて、議案第47号 令和6年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○保険年金課長　　それでは、議案第47号につきまして御説明いたします。

議案書の67ページをお願いいたします。

令和6年議案第47号 令和6年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

68ページから71ページにかけまして、第1表 歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を掲げております。

72ページ、73ページをお願いいたします。

今回の補正予算の歳入でございます。

上段の2款1項2目は、社会保障・税番号制度システム整備費等補助金でございます。

次に、中段の歳出をお願いいたします。

1款1項1目一般管理費の国民健康保険システム改修事業（給付）でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員　これも議案質疑でかなり詳しくやりましたので確認とその付け足しということですが、まず1つ目は個人番号下4桁の通知というのがあるんですが、これはマイナンバーカードをつくっていない人にも全員通知をするのかどうかお尋ねします。

○保険年金課長　マイナンバーというものは、マイナンバーカードの取得の有無に関わらず国民全員に振られている番号でありますので、マイナンバーカードの取得の有無に関係なく全ての方に送ります。

○三輪委員　マイナンバーカードをつくった方については合っているかどうか確認が要ると思うんですけど、つくっていない人にまで送るといのは何か無駄な気もするんですけども、念のためということかなと思います。

次に、後期高齢者の方は1年ということでしたけれども、令和6年の8月に国民健康保険証も発行されると思うんですけども、それは令和7年の12月1日まで使えるのか、議案質疑でもあったかもしれないですけど、もう一回確認で、いつまで使えるのか確認します。

○保険年金課長　江南市の国民健康保険の場合でございますと、この令和6年9月1日から有効な保険証は、令和7年の7月31日までの有効期限の保険証を発送することにしております。

○委員長　よろしいでしょうか。

ほかにありませんでしょうか。

○三輪委員　議案質疑の中で、例えば有効期限5年とか、あと70歳以上だと負担割合が変化したときにまた送られてくるとか、いろいろ複雑な変更があるんですけども、こういう仕組みについての周知というのはいつからどういうふうに行うのか、もし決まっていたら教えてください。

○保険年金課長　今回の健康保険証に関しましては令和7年7月31日まで有効ということになりますので、次回送付するときに、それぞれ時期が5年の方もいれば5年じゃない方も見えるということで、その辺りは丁寧に説明をしていきたいと思っております。

○委員長　よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　それでは、質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時25分　休　憩

午前11時25分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第47号を挙手により採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長　挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成につきましては、正・副委員長に御一任いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

年度調査事項等について

○委員長　続きまして、年度調査事項等を協議していただきます。

今年度の当委員会の調査事項及び行政視察について決めていただきたいと思います。なお、昨年度までの厚生文教委員会の年度調査事項と視察調査先を一覧表にしてタブレットに配信しておりますので、御参考ください。

最初に、年度調査事項を議題といたします。

このところ変わっていませんが、例えば図書館が令和元年度からできたんですけれども、toko⁺toko⁼laboができて運行を始めたというのがありますし、あと福祉部がいろいろ改編があつて、地域福祉という言葉が今回新しい課でできて、そういった地域福祉というのが出てきましたので、その辺りを少し考えた上で皆さんから御意見をいただきたいなあと思いますが、いかがでしょうか。

○須賀委員　ちょっと気になるんだけど、子育て支援についてと少子化対策についてと1番と7番にあるんですけども、子育て支援は一生懸命や

っておると思うんだけど、少子化対策というのは何か事業ってやっていましたか。

○委員長 江南市の事業としてということですか。

○須賀委員 事業として、少子化の……。

[発言する者あり]

○須賀委員 少子化というのは、例えば婚活事業とか。

○委員長 今、江南市がやっていなくても、これについて委員会で調査していくということですので、調査した結果、市としてこういうことをやったらいいんじゃないかと提案を委員会からしていくということも含めますので、今、市がやっているかやってないかは。

この子育て支援と7番の少子化という子供関係ですので、それをちょっと一つにまとめるような言葉にさせていただいてもいいですし、これを決めて、これに伴って、今後、視察の調査内容、視察先を決めたりとか、あとは学習会ですよね。講師を呼んでの研修会とかをこちらのテーマについてやっていこうと思いますので。

○三輪委員 図書館行政なんですけれども、図書館は建物を造ったから終わりというわけではないので、立派なのを造っていただいたんですけれども、本当に市民がそれを使えているのかどうかとか、利用がどうなのかという辺はやっぱり今後も研究していく必要があると思うので、これは入れておいていただきたいと思います。

さっき地域福祉については、やはり国も力を入れていますし、市としてもこれから十分やっていく必要があって、この委員会としても重点を置いて研究したほうがいいので、地域福祉についてというのを入れたほうがいいと思います。

○委員長 この2番、3番、4番と絡めて、これに地域福祉を追加するのか、少し2番、3番、4番の言葉をちょっと……、どうですかね。あと、1番、7番を少しまとめた言葉にするかという形ですけれども、あくまでも我々の調査事項ですので、こういうことを調査していきましょうということですので、大ざっぱなことでもいいんですけど。

○尾関委員 先ほど図書館行政についての話があったんですけど、よくよく

考えたら図書館と特定させるのがちょっと特化し過ぎているので、生涯学習行政についてとか、スポーツが触れられていない部分も考えたので、生涯学習行政についてとかいう言葉に置き換えるのもいいかなあという意見です。

○委員長 ありがとうございます。

[発言する者あり]

○委員長 そうですね、その他で。

それでは、例えば1番、7番をまとめて、少子化対策、子育て支援についてというふうの一つに、ちょっと長ったらしいですけど、そういう形にするとか、2番、3番、高齢者、障害者をまとめて地域福祉について、健康と医療だったらあれですかね。2番、3番をまとめて地域福祉についてにして、6番の図書館行政を生涯学習行政についてという形で少し範囲を広げるというふうでいかがでしょうか。

よろしいですか。

[挙手する者なし]

○委員長 あとは、その他もありますので、これ以外のことに調査したらいけないということではありませんので。

では、1番を少子化対策・子育て支援について、2番を地域福祉について、3番として健康・医療行政について、4番として教育行政について、5番として生涯学習行政についてで、6番として、その他当委員会の所轄する事項という形にすることにしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

[発言する者あり]

○委員長 介護保険・地域福祉についてにしましょうか、そうしたら。

じゃあ、2番は介護保険・地域福祉についてという形にしたいと思いますのでよろしいですね。では、そういう形にさせていただきます。

また、ただいま決定しました事項につきましては、会議規則第111条の規定により閉会中の継続調査として議長に申出をしていきたいと思っております。

行政視察調査日程について

○委員長　　続きますして、行政視察調査日程を議題とします。

日程案につきまして、事務局より説明を行います。

○事務局　　失礼します。それでは、説明をさせていただきます。

日程案といたしまして、A案として10月1日火曜日から10月4日金曜日まで、B案として10月22日火曜日から10月25日金曜日まで、C案として10月31日木曜日から11月1日金曜日までの3案となっております。

この中から何泊何日で実施されるのかをお決めいただきたいと思います。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長　　タブレットの先ほどの年度調査事項の次のページ、2ページ目のところに、過去、平成30年度からの視察先と日程の案が出ております。

皆様から事前にマル・バツで意見をいただいたんですけれども、まず1泊2日で行くか、2泊3日で行くかというので、どちらがということなんです。2泊3日で行くと、どなたかがバツがあって、なかなか2泊3日が取れる日程がこの中でなくて、1泊2日ならどこか取れそうなんですけど、1泊2日でもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　ありがとうございます。

では、その1泊2日なんですけど、これも視察先の受入先が、この日はオーケーというのがなかなか取りづらいと思いますので、まず10月の最初は…

…。

一番、委員の皆様の予定がよかったのが、B案の22日から25日のところで、そのうちの一番皆さんが全部丸があったのが23日水曜日と24日木曜日というのが皆さん丸でしたので、そこを第1希望として、あとはそこでどうしても調整がつかない、受入先の関係でこの日は視察がなかなか予約ができないといいますか受入先が受け入れていただけないという場合は、A案のところの10月1日、2日が皆さん全員丸でしたので、10月1日の火曜日、2日の水曜日を第2希望日で事務局のほうから視察先の受入れの交渉をしていきたいと思っております。

それでは、よろしいでしょうか。

第1が10月23日水曜日から24日木曜日、こちらを第1希望日、第2希望日

としまして10月1日火曜日から10月2日水曜日、この1泊2日で視察を実施していきたいと思います。

よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長 お願いいたします。

行政視察の調査先及び調査項目について

○委員長 続きまして、行政視察の調査先及び調査項目を議題といたします。

先ほど決めていただきました当委員会の年度調査事項に基づき、御協議をお願いいたしたいと思います。

委員の皆さんから、こういうところがありますよとか、ここに行きたいというような何か御希望がありましたらお願いしたいんですけども。

特にありませんでしょうか。

○須賀委員 日帰りでもいいんで、豊明市の地域包括ケアシステム豊明モデルというのが今結構人気があるみたいなんで、それを聞きに行きたいなと思うんですけども。

○委員長 分かりました。

ほかにありませんでしょうか。

[挙手する者なし]

○委員長 すみません、1つ、委員長提案というのがありますので配らせていただきます。

[資料配付]

○委員長 視察先候補地という形で、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県の最近、2023年の視察受入れで評判がよかったところという一覧がありましたので、その中で1つ、私がこども家庭庁のこちらは昨年12月にこども未来戦略というのが策定されましたので、そちらを勉強して江南市に何か落とせるところがないかなあというところで、こども家庭庁というところに行ってみたいなと私がちょっと個人的に思ってますね。

それに伴って、もしそうやって東京に行くのであれば、東京近郊でという

形で、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県で主なところ、載っていますので、この中からもし皆さんの、これはいいなというのがあったら、ぜひ後から、これがいいんじゃないかというところで提案していただければと思いますので、ひとつこちらの辺りを視察先の候補地としてまず考えていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○尾関委員　今見せていただいた資料の文京区のb-1 a bは、私、私費でこの間行ってきましたので、資料等で御説明できるかと思います。

○委員長　ありがとうございます。

それでは、またお時間があるときにぜひ見ていただいて、この中でここが気に入ったというところがあったら、もちろんこれ以外でも結構ですので、東京に固執していませんので、関西とかほかの場所でも何かいい情報がありましたら、またおっしゃっていただければと思います。

それでは、ほかに御意見もないようですので、行政視察調査先につきましては、先ほどの委員長案を基に最終的には正・副委員長において調整を図って決定していきたいと思いますので、皆様から、副委員長はおりませんけれども、委員長のほうにぜひここはどうかという、これを参考にして、この中からここはどう、これが気に入ったというのがあったら選んでいただいてもいいですし、それ以外からでも何かありましたら、ぜひ御意見をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、御異議ありませんでしょうか。

よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　では、御異議もないようでございますので、行政視察調査につきましては、そのように決めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

当委員会の研修会について

○委員長　続きまして、今年度の当委員会の研修会を議題といたします。

研修会の日程、テーマ、講師などについて御相談したいと思います。

日程は、議会、会議や視察がないところの日程でどうかと思います。

また、講師の都合もありますので、本日はまず研修テーマについて何か適切なテーマや講師を御存じでしたら、御発言をお願いいたします。

特によろしいですか。

[挙手する者なし]

○委員長　それでは、また何か御意見や御提案がございましたら正・副委員長までお知らせください。基本的には委員長にお知らせください。

9月の委員会の折に、皆様の御意見、御提案などを踏まえて改めて御相談いたします。よろしくをお願いいたします。

市民と議会との意見交換会について

○委員長　続いて、市民と議会との意見交換会につきまして議題とします。

この件につきまして、議会改革特別委員会におきまして、各常任委員会で団体との意見交換会を行い、対象団体、テーマ、日程、開催場所などにつきましては各常任委員会で検討していくことと決定したところであります。これを受けまして、本日、皆様に御協議をお願いするものであります。

なお、団体との意見交換会の過去の実績をタブレット端末の資料という形で配信しておりますので、御確認ください。

それでは、暫時休憩します。

午前11時44分　休　憩

午前11時45分　開　議

○委員長　では、休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、対象団体とテーマについて何か御意見はありませんでしょうか。

[挙手する者なし]

○委員長　では、今は意見は出ないようですので、今月中に……、今月中はちょっとあれですかね。今月中、7月の頭ぐらいまでに、できたら正・副委員長に御報告をお願いいたします。

候補が多数の場合につきましては正・副委員長で調整を図って決定していきたいと思いますが、また候補が出なかった場合には正・副委員長に御一任

いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議もないようでございますので、そのように決めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上で、本日の委員会の議題は全て終了いたしました。

以上で厚生文教委員会を閉会いたします。

午前11時47分 閉 会

江南市議会委員会条例第29条第1項
の規定によりここに署名する。

厚生文教委員長 藤岡和俊